

**新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後に備えた
患者の発生動向等の把握の準備について
～大阪府の対応については確定次第、改めてご連絡～**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
厚生労働省の標記通知に関し、このたび日本医師会より通知がありました。

本通知は、感染症法における新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の同感染症の発生状況や動向等の把握方法が変更されることを踏まえ、自治体に準備を依頼するものです。

COVID-19 患者の発生状況について、5類感染症への移行後は、これまでの全ての医療機関におけるCOVID-19 患者の発生届の提出や毎日の患者の総数等の報告を廃止し、これに代えて、定点として指定された医療機関からの届出により、把握されます。

また、変異株の発生動向の把握に向けては、都道府県、国立感染症研究所によるゲノムサーベイランスの解析について、目標数を見直した上で継続するとされております。

なお、COVID-19 患者のうち、重症者の発生や特性の動向の把握についても、一定期間を経たのちに定点把握へ移行することを予定しており、別途連絡することが記載されています。

今般の国通知を踏まえて大阪府内の対応は確定次第、改めてご連絡いたします。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●日本医師会通知より引用

○COVID-19 の指定届出機関は、各都道府県において、原則として既存の季節性インフルエンザの指定届出機関（インフルエンザ定点）から指定され、指定届出機関（インフルエンザ／COVID-19定点）の管理者はインフルエンザおよびCOVID-19 と診断された年齢階級別・性別の患者数について週1回の届出を実施すること。

○各都道府県におけるインフルエンザ／COVID-19定点の数は、原則として既存のインフルエンザ定点の数と同数とされること。

○既存のインフルエンザ指定届出機関のうち、以下の場合は、移行のタイミングを目途に都道府県による指定の調整が検討されること。

1. 令和2年1月から令和4年12月末までの3年間COVID-19の診療実績がなく、今後もCOVID-19の定点報告を実施する見込みのない場合

2. インフルエンザ／COVID-19定点としての協力を辞退する場合

○インフルエンザ／COVID-19定点は、5類感染症移行後も、インフルエンザとCOVID-19の外来診療を行う見込みで、それぞれの定点報告を行うことに同意する医療機関から選定されること。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

【担当】
大阪府医師会地域医療1課
(06-6763-7012)